

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所介護利用料金表

(令和7年11月1日現在)

1. 基本料金及び加算

利用料金は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。

原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに応じて要支援1又は要支援2の料金になります。

内 容		金 額【1割負担の場合】(1月につき)	
基 本 料 金 及 び 加 算	利用料	要支援1及び要支援1と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	1,798円
		要支援2及び要支援2と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	3,621円
	サービス提供体制強化加算	要支援1及び要支援1と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	(I) 88円 (II) 72円
		要支援2及び要支援2と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	(I) 176円 (II) 144円
	生活機能向上グループ活動加算		100円/月
	生活機能向上連携加算		(I) 100円/月 (II) 200円/月
	科学的介護推進体制加算		40円/月
	介護職員等処遇改善加算 (I) (合計金額に加算)		(I) 9.2%

2. その他の料金

そ の 他 の 料 金	食費	(昼食) 720円
	行事食 (希望者に対し昼食代にプラス)	400円
	キャンセル料 (食材費) ※当日キャンセルの場合	720円
	紙おむつ・はくパンツ (1枚につき)	90円
	前後テープパッド (1枚につき)	30円
	ビッグパッド (1枚につき)	40円
	日用生活費 (エプロン・清拭タオル)	30円
	教養娯楽費 (1日につき)	70円
	通常事業実施地域を越えて行う送迎に要する費用 (1キロにつき)	(税込) 40円